

第4章 計画の推進と進行管理及び評価

1 推進体制と役割

県民一人ひとりの生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを進めるにあたっては、セルフケア（予防）と専門家によるケアおよびキュア（治療）を基本に、行政、医療保険者、学校、事業所などの取組みが相乗されて効果を上げるものである。群馬県はもとより市町村、県民、関係機関等がそれぞれの機能を活かした役割を担い、相互に補完しあい、連携をしながら協力する体制を構築する必要があります。

各々が求められる役割とは「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」第4条から第9条に掲げたとおりですが、このほか歯科口腔保健施策の実施主体たる市町村の役割は重要です。住民に身近で頻度の高い歯科口腔保健に関するサービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえると、この計画の最終目標たる「健康寿命の延伸」の前段の目標である「健康格差の縮小」についても、市町村の歯科口腔保健施策への取り組みが大きく関わってきます。

2 計画の進行管理と評価

計画の実施及び未把握項目の調査等の実施にあたっては、行政、歯科医療等業務従事者、保健医療従事者、教育保育関係者、事業者、労働衛生に携わる者及び医療保険者等、歯と口腔の健康づくりに関わる様々な立場の委員で構成する評価機関の意見を聴きながら、毎年度計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて推進方法の見直しなどの進行管理を行います。